

騒音・振動規制法特定施設一覧

施設の種類		騒音	音	振動	動
		騒音規制法（指定地域内）	北海道公害防止条例(指定地域外)	振動規制法（指定地域内）	北海道公害防止条例(指定地域外)
金属加工機械	圧延機械	1.イ 原動機の定格出力の合計22.5kw以上	1(1) 同左	—	—
	製管機械	1.ロ	1(2)	—	—
	ベンディングマシン	1.ハ ロール式で原動機の定格出力3.75kw以上	1(3) 同左	—	—
	減圧プレス	1.ニ 矯正プレスを除く	1(4) 同左	1.イ 矯正プレスを除く	1(1) 同左
	機械プレス	1.ホ 呼び加圧能力294kn以上	1(5) 呼び加圧能力30重量トン以上	1.ロ	1(2)
	せん断機	1.ヘ 原動機の定格出力3.75kw以上	1(6) 同左	1.ハ 原動機の定格出力1kw以上	1(3) 同左
	鍛造機	1.ト	1(7)	1.ニ	1(4) 同左
	ワイヤーフォーミングマシン	1.チ	—	1.ホ 原動機の定格出力37.5kw以上	1(5) 同左
	ブラスト	1.リ タンブラスト以外のもので密閉式を除く	—	—	—
	タンブラー	1.ヌ	—	—	—
	切断機	1.ル といしを用いるものに限る	—	—	—
空気圧縮機及び送風機		2. 原動機の定格出力7.5kw以上	2. 同左	2. 圧縮機:原動機の定格出力7.5kw以上	2. 同左
土石用又は鉱物用破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		3. 原動機の定格出力7.5kw以上	3. 窯業製品又は土石製品製造用で原動機の定格出力7.5kw以上	3. 原動機の定格出力7.5kw以上	4. 窯業製品又は土石製品製造用で原動機の定格出力7.5kw以上
織機		4. 原動機を用いるものに限る	—	4. 原動機を用いるものに限る	5. 同左
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	5.イ 気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量0.45m ³ 以上	4(1) 同左	—	6(4) 気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量0.45m ³ 以上
	アスファルトプラント	5.ロ 混練機の混練重量200kg以上	4(2) 同左	—	
コンクリートブロックマシン		—	—	5. 原動機の定格出力の合計2.95kw以上	6(1) 原動機の定格出力の合計2.9kw以上
コンクリート管製造機械		—	—	5. 原動機の定格出力の合計10kw以上	6(2) 同左
コンクリート柱製造機械		—	—	5. 原動機の定格出力の合計10kw以上	6(3) 同左
穀物用製粉機		6. ロール式で原動機の定格出力7.5kw以上	5. 同左	—	
木材加工機械	ドラムバーカー	7.イ	6(1)	6.イ	7(1)
	チップー	7.ロ 原動機の定格出力2.25kw以上	6(2) 同左	6.ロ 原動機の定格出力2.2kw以上	7(2) 同左
	碎木機	7.ハ	6(3)	—	—
	帯のこ盤	7.ニ 製材用:原動機の定格出力15kw以上 木工用:原動機の定格出力2.25kw以上	6(4) 同左	—	—
	丸のこ盤	7.ホ 製材用:原動機の定格出力15kw以上 木工用:原動機の定格出力2.25kw以上	6(5) 同左	—	—
	かんな盤	7.ヘ 原動機の定格出力2.25kw以上	6(6) 同左	—	—
抄紙機		8.	7.	—	—
印刷機		9. 原動機を用いるものに限る	8. 同左	7. 原動機の定格出力2.2kw以上	8. 同左
合成樹脂用射出成形機		10.	9.	9.	10.
鑄造型造型機		11. ジョルト式のものに限る	10. 同左	10. ジョルト式のものに限る	11. 同左
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		—	—	8. カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力30kw以上	9. 同左
遠心分離機		—	—	—	3. 原動機の定格出力3.7kw以上